

民法改正に伴う入院誓約書等の変更について

入院患者様の連帯保証人となられる方へ

この度、令和2年4月1日より「民法の一部を改正する法律（債権法改正）」が施行されます。それに伴い、入院誓約書に記載いただく連帯保証人に対し、限度額（極度額）を設けることとなりました。この限度額（極度額）を設けることは、連帯保証人が予想を超える過大な責任を負うことがないように、連帯保証人を守る法律となります。また、限度額（極度額）を定める際、連帯保証人と病院間での合意が必要となりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

* 極度額とは、入院診療費・その他諸費用について、患者様が支払をしなかった場合に連帯保証人が引き受ける上限金額のことです。

限度額（極度額）について

- ◇ 当院では、限度額を一律30万円と設定させていただいております。
- ◇ 限度額については、**連帯保証人と病院間での同意**が必要です。
- ◇ 入院手続きの際、入院誓約書・限度額についても説明させていただきます。その際、連帯保証人が同席されていない場合については、連帯保証人になられる方へご説明いただき、限度額について同意の上、入院誓約書の連帯保証人欄へ記名・押印をお願い致します。
- ◇ 連帯保証人となられる方へ直接又は電話で説明を希望される場合はお申し出ください。

医療法人金峰会山崎病院
Tel 0889-26-1123